

書類の添付が必要です。裏面を必ずご確認ください。

【誓約・同意事項】

次の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 福山市が定める基準日時点において、次の支給要件に該当する場合、これに従い福山市において算定した支給額が支給されます。福山市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

※支給額は、算定後に送付する支給決定通知書をご確認ください。

【支給要件】

①+②（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－③＞0となる納税義務者

①所得税分の所要額：3万円×減税対象人数（※1）－2024年（令和6年）分所得税額

※1 納税義務者本人＋2024年（令和6年）12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

②個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数（※2）－2024年度（令和6年度）分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人＋2023年（令和5年）12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

③調整給付金（当初給付分）の額

- ② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、福山市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な書類の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ この申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、2025年（令和7年）10月31日までに不備が補正されなかった場合は、この給付金は支給されないことに同意します。
- ⑥ 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、本給付金を返還します。

（3）提出書類

☐ 福山市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（この書類）

※必要事項をご記入ください。

☐ 対象者の本人確認書類の写し（コピー）※有効期限内のものであること

※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証（資格確認書を含む）、パスポート、年金手帳、介護保険証等の写し（コピー）どれか1つ。

☐ 振込口座確認書類の写し（コピー）

※金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）のすべてを確認できる部分（通帳は開いたページ）をコピーすること。

・クレジット機能を兼ねたカードをコピーする場合にはクレジットカード番号・有効期限欄を隠すこと。

・インターネットで確認できる口座情報を印刷（プリントアウト）したもの也可

・読み取りができれば白黒（モノクロ）で可

（2024年（令和6年）中に他の市区町村から福山市に転入された方）

☐ 調整給付の支給決定通知書又は確認書（支給のお知らせ）の写し（コピー）

☐ 「調整給付の対象ではなかった方」は、2024年度（令和6年度）住民税の納税通知書、特別徴収税額決定通知書または課税証明書を同封してください。

☐ 「2024年度（令和6年度）当初以降に課税内容に修正があった方」は、2024年度（令和6年度）住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額決定通知書または課税証明書を同封してください。

代理人関係書類（代理申請を行う場合のみ）

☐ 代理人の本人確認書類の写し（コピー）（該当者のみ必要）

※代理人が手続する場合または対象者以外の口座に振り込む場合添付してください。

☐ 対象者と代理人の続柄が分かる書類（該当者のみ必要）

・親族の場合：戸籍など続柄が分かる書類

※同一世帯の場合は不要です

・後見人の場合：登記事項証明書など後見人であることが分かる書類